

令和2年度家庭的保育事業等指導監査実施結果報告書

I 指導監査の実施状況：

1 令和2年度重点事項

家庭的保育事業所等が、質の高い保育サービスを提供するとともに、鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に従って、利用者に対する適切な処遇、関係法令等に基づく適正な運営が図られるよう、関係法令及び鎌ヶ谷市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づき指導監査を実施しました。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を重点に実施しました。

2 令和2年度指導監査計画・実施比較

種別	対象数	実地監査		書面監査	
		計画数	実施数	計画数	実施数
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
小規模保育事業	10	0	0	10	10
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	10	0	0	10	10

II 指導監査の概要：

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面監査とし、小規模保育事業10施設に対して実施いたしました。書面監査を行った施設に対して、「文書指摘」を行った施設は8施設、「口頭指摘」を行った施設は7施設です。指摘事項の総数は19件で、内訳は、文書指摘9件、口頭指摘10件となっています。

文書による改善を要する事項としましては、保育士配置基準に関しての件、監査業務の対応体制に関しての件について文書による指摘をさせていただきました。また、軽微な部分について口頭による指摘をさせていただきました。

指摘種別	指摘件数		最大最少指摘数		指摘有無による施設数		指摘の平均数 (a)÷(b)	指摘の平均数以上の法人数
	計	個別(a)	最大数	最少数	あり(b)	なし		
文書	19	9	2	0	8	2	1.1	1
口頭		10	2	0	7	3	1.4	3